

経済産業省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合は除く)に分かれている。	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	-	-	-	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24,000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認めたほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ旅行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に努めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。
67	A	権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新等支援機関の認定も同様である。	【権限移譲による効果】 国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省	広島県、中国地方知事会、宮城県	-	-	-	中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行便することしたい。  本措置は、全国に約385万いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し事業者支援を行う観点から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第44号)によって措置されたもの。 また、自由民主党中小企業・小規模事業者政策調査会において「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関のあり込みを図るべき」との提言があったことに加え、平成28年11月以降、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年6月、中間整理を公表し、同整理では、中小企業大学校等における研修の充実等を通じた認定経営革新等支援機関の支援能力の能力向上、認定支援機関に対する更新制の導入などを、国が主体となって行うことが求められている。 そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。
71	B	地方に対する規制緩和	産業振興	自転車競技法の開催届出に係る都道府県知事への移譲	自転車競技法の開催届出に係る都道府県知事への移譲	競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とする必要性は極めて乏しく、非効率になっている。	都道府県の経由事務処理負担の削減につながる。	自転車競技法第2条、自転車競技法施行規則第6条	経済産業省	富山県	-	-	-	本件については、具体的な支障事例を踏まえて検討していきたいと考えている一方、競輪場の設置や移転については、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴いたうえで許可している実状も踏まえると、一部の団体からの要望のみではなく、全国知事会・全国市長会・全国町村会等からの意見も考慮したうえで慎重に対応させていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものとする。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。</p> <p>本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多いため、申請者の利便性の向上及び都道府県の一元的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。</p> <p>なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応可能であるとする。</p>				<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>		<p>事業分野別指針については、関係省庁と緊密に連携しながらPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会付帯決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があり、これを確実に担保するためには、都道府県への委譲（手挙げ方式を含む。）ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える。</p>
<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものとする。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。</p> <p>本提案は、都道府県が地域を支える中小企業・小規模事業者等の支援を一元的に行うことにより、中小企業者等の利便性の向上及び中小企業者等の成長促進を図るものであり、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。</p> <p>なお、機関ごと地域ごとのバラツキについては、全国レベルの情報を国が地方に提供することで解消可能であり、全国レベルで支援の質が担保できると考える。</p>				<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>		<p>一次回答で示した理由に加えて、認定支援機関の中には、県外の中小企業者等まで赴いて支援する場合や複数の都道府県を活動エリアとする機関も存在するため、申請を行った所在地においてのみで認定支援機関を管理することは、実態にそぐわないと考えることから、主務大臣による経営革新等支援機関の認定に係る権限は、都道府県知事への委譲を行わず、引き続き、国が行うこととしたい。</p>
<p>経由事務の廃止により、競輪施行者である市町村と都道府県がともに事務負担の軽減につながるものであり、共同提案団体のいずれも同様の支障事例を抱えておられるようなので、引き続き廃止に向けて検討を進めていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務については、義務付け・枠付けに係る自転車競技法に関する地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	<p>○ 関係する地方公共団体の意向確認を速やかに行い、年末の対応方針の閣議決定までに結論を出せるよう、引き続き検討いただきたい。</p>	<p>現在、競輪開催前の届出を受理している各都道府県あてにアンケート調査を実施しており、本調査結果等を踏まえた上で対応方針を決定する予定。</p>